

(訟ろ-02)

令和元年12月12日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 成 田 晋 司

引渡実施及び解放実施に係る申立書及び調書の記載例について  
(事務連絡)

執行官の執務の参考資料として、標記の申立書及び調書の記載例を別添のとおり作成しました。

申立書の記載例は、民事執行規則（令和元年最高裁判所規則第5号による改正後のもの。以下同じ。）158条及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（上記の改正後のもの。以下同じ。）91条の内容を、調書の記載例は、民事執行規則164条及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則91条の内容をそれぞれ反映したものです。

また、調書の記載例を作成するに当たって考慮した事項は別紙のとおりです。

については、所属の執行官に周知させるようお取り計らいください。

(別紙)

## 引渡実施調書及び解放実施調書の記載例について

### 1 引渡実施調書及び解放実施調書作成に当たっての基本的な考え方

民事執行法（令和元年法律第2号による改正後のもの。以下同じ。）に基づき執行官が行う引渡実施においては、子の心身への影響に配慮するという観点に照らし、執行官の権限行使等について同法175条の規定が設けられていることから、債務名義の実現という結果のみならず、そこに至るプロセスが同条の趣旨に照らして、適法かつ相当であることが求められる。

執行官としては、調書が引渡実施の適法性や相当性を対外的に説明するために重要な意味を持つことを踏まえて調書作成に当たる必要があり、特に、引渡実施の経緯や判断の理由については具体的に記載することが望ましい。

これらは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（上記の改正後のもの。以下同じ。）に基づき執行官が行う解放実施においても、同法140条1項で民事執行法175条を準用していることから同様であると考えられ、解放実施調書作成に当たっても、引渡実施調書と同様の記載によることが望ましい。

### 2 調書記載例のポイント

#### (1) 完了事案（記載例1）、不能事案（記載例2）及び続行事案（記載例3）

ア これらの調書においては、1記載の趣旨で、手続の明確性と透明性を担保するため、引渡実施又は解放実施の手続がおおむねどのような経過をたどったのかを「実施の内容」欄に具体的に記載することが望ましい。

イ 具体的な記載内容としては、執行官が臨場時に同行した者、身分証明書の提示、債務者及び子の本人確認、執行官の説得行為の内容及び要旨、債務者の対応（抵抗をした場合は抵抗の状況）、子の様子や行動、威力を用いた場合

はその経緯や態様，債権者（代理人及び解放実施の場合における返還実施者を含む。）の意見を聴取した場合はその内容，同人の行動及び債務者による子の監護を解いた際の状況等が考えられる。

ウ 補助者として同行した児童心理の専門家は，その専門的知見を活用し，執行官の指示の下，子への対応，債務者に対する説明や説得，債権者に対する実施結果の説明を補助し，引渡実施を続行とするかあるいは不能とするかについても意見を述べる役割が期待されているものであるから，当該補助者が専門的知見に基づき意見を述べ，又は執行官の説得の補助を行った場合には，これを調書に記載することが相当である。その場合の記載方法については，通常は「補助者の意見を聴取の上」程度で足りるが，意見等の内容が当該手続において特に重要な意義を有する場合は，その程度に応じて，より詳細な記載をするのが相当な場合もあると考えられる。

なお，解放実施の手続において，中央当局職員が関与した場合にも，上記の補助者と同様の記載をするのが相当である。

エ 立会人として同行した児童心理の専門家は，子の心身への影響の観点から，執行官の職務の適正の担保という職務を果たす上で必要な発言をする役割が期待されているものであるから，当該立会人がそのような発言を行った場合には，これを調書に記載することが相当である。その場合の記載方法については，通常は「立会人の意見を聴取の上」程度で足りるが，意見等の内容が当該手続において特に重要な意義を有する場合は，その程度に応じて，より詳細な記載をするのが相当な場合もあると考えられる。

## (2) 中止事案（記載例4）

引渡実施行為又は解放実施行為の着手前であり，通常は手続の経過が問題とされることは予想されず，再度の引渡実施行為又は解放実施行為が予定されていることから，結果を簡潔に記載すれば足りる。

(申立書記載例)

引渡実施申立書

令和〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部執行官 殿

債権者代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

当事者の表示

〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

債権者 A (平成〇年〇月〇日生)

〒000-0000 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇法律事務所

電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

FAX 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

債権者代理人弁護士 甲 野 太 郎

債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定の有無 なし

(注) あるときは、その旨並びに以下のように出頭代理人の氏名、住所及び生年月日を記載し、決定の謄本を提出する。

出頭代理人 (上記決定により債権者に代わって出頭する代理人)

〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

B (平成〇年〇月〇日生)

〒000-0000 〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

債務者 C

子の表示

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

D (平成〇〇年〇月〇日生, 女)

引渡実施を行うべき場所 (複数可)

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇 債務者C宅

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇 債務者Cの両親宅

第三者の占有する場所での執行の許可の有無 なし

(注) あるときは、その旨を記載し、許可を受けたことを証する文書を提出する。

(注) 債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において引渡実施を求めるときは、その場所を占有する者の氏名又は名称及びその場所において引渡実施を行うことを相当とする理由(その占有者の同意が得られる見込みの有無を含む。)を記載する。また、その理由を裏付ける資料を提出する。

引渡実施を希望する期間 令和〇〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間

執行官室に対する事前連絡の有無 あり

#### 添付書類

- 1 執行官に子の引渡しを実施させる決定の正本
- 2 委任状
- 3 債務者及び子の写真〇枚
- 4 債務者及び子の生活状況に関する報告書
- 5 子の引渡しを命ずる確定審判(写し)
- 6 審問調書(〇通)
- 7 陳述書(〇通)
- 8 調査報告書
- 9 債務者宅の周辺地図
- 10 第三者の占有する場所での執行の許可を受けたことを証する文書
- 11 債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定謄本

以上

(申立書記載例)

解放実施申立書

令和〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部執行官 殿

債権者代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

当事者の表示

〇〇国〇〇州〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

債権者 A (〇〇〇〇年〇月〇日生)

〒000-0000 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇法律事務所

電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

FAX 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

債権者代理人弁護士 甲 野 太 郎

債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定の有無 なし

(注) あるときは、その旨並びに以下のように出頭代理人の氏名、住所及び生年月日を記載し、決定の謄本を提出する。

出頭代理人 (上記決定により債権者に代わって出頭する代理人)

〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

B (〇〇〇〇年〇月〇日生)

〒000-0000 〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

債務者 C

返還実施者の表示

上記債権者と同じ (〇〇〇〇年〇月〇日生)

(注) 返還実施者が債権者と異なる場合、以下を記載する。

日本国内における居所及び連絡先

〒000-0000 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇〇 〇〇 ホテル

電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

メールアドレス aaaa-bbb@

(子との関係 :

子の表示

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

D (〇〇〇〇年〇月〇日生, 女)

解放実施を行うべき場所（複数可）

- 〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇 債務者C宅  
〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇 債務者Cの両親宅

第三者の占有する場所での執行の許可の有無 なし

（注）あるときは、その旨を記載し、許可を受けたことを証する文書を提出する。

（注）債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において解放実施を求めるときは、その場所を占有する者の氏名又は名称及びその場所において解放実施を行うことを相当とする理由（その占有者の同意が得られる見込みの有無を含む。）を記載する。また、その理由を裏付ける資料を提出する。

解放実施を希望する期間 令和〇〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間

執行官室に対する事前連絡の有無 あり

中央当局に対する連絡の有無 あり

中央当局の担当者の氏名 乙野花子

添付書類

- 1 子の返還の代替執行の決定（授権決定）正本
- 2 委任状
- 3 子のパスポート（写し）
- 4 債務者及び子の写真〇枚
- 5 債務者及び子の生活状況に関する報告書
- 6 子の返還を命ずる終局決定（写し）
- 7 審問調書（〇通）
- 8 陳述書（〇通）
- 9 調査報告書
- 10 債務者宅の周辺地図
- 11 第三者の占有する場所での執行の許可を受けたことを証する文書
- 12 債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定謄本

以上

引 渡 実 施 調 書 (完 了)	
実施に着手した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後7時10分
実施を終了した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後8時00分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者 A 債権者代理人 甲野太郎 債務者 C 立会人 〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の引渡実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 債務者による子の監護を解き、債権者に子を引き取らせ、引渡実施を完了した。</p> <p>(2) 実施の場所の占有等 実施の場所は、債務者の陳述により同人が居宅として占有しているものと認めた。</p> <p>(3) 経過 ア 当職は、本日午後7時10分、援助執行官、補助者及び立会人を同行して実施の場所に臨場し、同宅の玄関先にて、応対した債務者及び同人の母(子にとっては祖母)に、当職の身分証明書を提示の上、債務者及び子がいずれも本人であることを確認し、当職から本件引渡しを命ずる確定</p>	

審判，間接強制決定，執行官に子の引渡しを実施させる決定の存在及び引渡実施の趣旨・目的を債務者に告げ，子の監護を解くように説得した。子は債務者の後ろで，上記のやりとりを聞いていたが，その間，終始うつむいたままであった。

イ 債務者は，当初は，子の引渡しに強い難色を示したが，当職からの時間をかけた説得及び補助者による子の福祉に基づく説明を受け入れ，「今後，面会交流の条件等を協議したいので，連絡を取れるようにしてもらいたい。また，子の健康に十分注意を払ってほしい。」旨を当職から債権者に伝えてほしいと述べ，当職に子の監護を解いた。

ウ 当職は，同日午後8時00分ころ，債務者宅近辺の駐車場で債権者代理人と一緒に待機していた債権者の下へ子を連れて行き，債権者に子を引取らせ，引渡実施を完了した。

### 3 特記事項

- (1) 児童心理の専門家である執行補助者を同行した。
- (2) 解錠立入等に備え，立会人及び解錠技術者を同行した。
- (3) ○○地方裁判所○○支部執行官○○○○の援助を受けて実施した。
- (4) 夜間執行の許可を受けたことを証する文書を債務者に対し提示した。

以上

当事者の表示等

別紙当事者目録記載のとおり

実施に立ち会った者等の  
署名押印

債権者

債権者代理人

債務者

立会人

その他（ ）

令和2年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部

執行官 ○ ○ ○ ○

(別紙)

当事者目録

〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

債権者

A

債権者代理人弁護士

甲野太郎

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

債務者

C

(別紙)

子 目 録

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

D

(平成〇〇年〇月〇日生, 性別 女)

解 放 実 施 調 書 (完 了)	
実施に着手した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後7時10分
実施を終了した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後8時00分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者兼返還実施者 A 債権者代理人 甲野太郎 債務者 C 中央当局職員 〇〇〇〇 立会人 〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号子の返還の代替執行申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の解放実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 債務者による子の監護を解き、債権者兼返還実施者に子を引き取らせ、解放実施を完了した。</p> <p>(2) 実施の場所の占有等 実施の場所は、債務者の陳述により同人が居宅として占有しているものと認めた。</p> <p>(3) 経過 ア 当職は、本日午後7時10分、援助執行官、中央当局職員及び立会人を同行して実施の場所に臨場し、同宅の玄関先にて、応対した債務者及び同人の母(子にとっては祖母)に、当職の身分証明書を提示の上、債務者及び子がいずれも本人であることを確認し、当職から本件返還決定、問</p>	

接強制決定、代替執行決定の存在及び解放実施の趣旨・目的を債務者に告げ、子の監護を解くように説得した。子は債務者の後ろで、上記のやりとりを聞いていたが、その間、終始うつむいたままであった。

イ 債務者は、当初は、子の解放に強い難色を示したが、当職からの時間をかけた説得及び中央当局職員による子の福祉に基づく説明を受け入れ、「子の監護権については、今後、〇〇国の裁判所で、十分審理してもらう予定である。また、帰国に際しては、子の健康に十分注意を払ってほしい。」旨を当職から債権者兼返還実施者に伝えてほしいと述べ、当職に子を解放した。

ウ 当職は、同日午後8時00分ころ、債務者宅近辺の駐車場で債権者代理人と一緒に待機していた債権者兼返還実施者の下へ子を連れて行き、債権者兼返還実施者に子を引き取らせ、解放実施を完了した。

### 3 特記事項

- (1) 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。
- (2) 〇〇地方裁判所〇〇支部執行官〇〇〇〇の援助を受けて実施した。
- (3) 夜間執行の許可を受けたことを証する文書を債務者に対し提示した。

以上

当事者の表示等

別紙当事者目録記載のとおり

実施に立ち会った者等の  
署名押印

債権者兼返還実施者  
(外国人であるため押印を求めない)

債権者代理人

債務者

中央当局職員

立会人

その他 ( )

令和2年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所〇〇支部

執行官 〇 〇 〇 〇

(別 紙)

当 事 者 目 録

〇〇国〇〇州〇〇市〇〇 〇〇-〇〇

債権者兼返還実施者 A  
債権者代理人弁護士 甲 野 太 郎

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

債務者 C

(別紙)

子 目 録

〇〇市〇区〇〇 〇-〇-〇〇

D

(〇〇〇〇年〇月〇日生, 性別 女)

引 渡 実 施 調 書 (不 能)	
実施に着手した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後5時30分
実施を終了した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後6時30分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者 A 債権者代理人 甲野太郎 債務者 C 立会人 〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の引渡実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 下記(3)記載の経過により、上記引渡実施の目的を達することができないことから、本事件を終了させた(規則163条2号)。</p> <p>(2) 実施の場所の占有等 実施の場所は、債務者の陳述により同人が居宅として占有しているものと認めた。</p> <p>(3) 経過 当職は、本日午後5時30分、援助執行官、補助者及び立会人を同行して実施の場所の玄関先に臨場し、応対した債務者に、当職の身分証明書を提示の上、債務者及び子がいずれも本人であることを確認し、当職から本件引渡しを命ずる確定審判、間接強制決定、執行官に子の引渡しを実施さ</p>	

せる決定の存在及び引渡実施の趣旨・目的を説明し、子の監護を解くように説得した。債務者は強く反発し、また、外出先から戻った債務者の母（子にとっては祖母）と一緒に、当職の引渡実施に対し強い不満を述べた。時間をかけた当職からの説得にも一切応ずる気配はなく、傍らにいた子が債務者にしがみつき泣き出しはじめた。補助者の意見を聴取の上で検討した結果、このような状況で、債務者に対し、威力の行使を伴う引渡実施を行い、あるいは日を改めて再臨場することとすれば、子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められたことから、債務者宅近辺の駐車場で債権者代理人と一緒に待機していた債権者に上記の状況を伝えたところ、やむを得ないと述べたため、本件については不能とした。

### 3 特記事項

- (1) 児童心理の専門家である執行補助者を同行した。
- (2) 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。
- (3) ○○地方裁判所執行官○○○○の援助を受けて実施した。

以 上

解 放 実 施 調 書 (不 能)	
実施に着手した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後5時30分
実施を終了した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後6時30分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者兼返還実施者 A 債権者代理人 甲野太郎 債務者 C 中央当局職員 〇〇〇〇 立会人 〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号子の返還の代替執行申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の解放実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 下記(3)記載の経過により、上記解放実施の目的を達することができないことから、本事件を終了させた(規則91条1項で準用する民事執行規則163条2号)。</p> <p>(2) 実施の場所の占有等 実施の場所は、債務者の陳述により同人が居宅として占有しているものと認めた。</p> <p>(3) 経過 当職は、本日午後5時30分、援助執行官、中央当局職員及び立会人を同行して実施の場所の玄関先に臨場し、応対した債務者に、当職の身分証明書を提示の上、債務者及び子がいずれも本人であることを確認し、当職から本件返還決定、間接強制決定、代替執行決定の存在及び解放実施の趣</p>	

旨・目的を説明し、子の監護を解くように説得した。債務者は強く反発し、また、外出先から戻った債務者の母（子にとっては祖母）と一緒に、当職の解放実施に対し強い不満を述べた。時間をかけた当職からの説得にも一切応ずる気配はなく、傍らにいた子が債務者にしがみつき泣き出しはじめた。中央当局職員の意見を聴取の上で検討した結果、このような状況で、債務者に対し、威力の行使を伴う解放実施を行い、あるいは日を改めて再臨場することとすれば、子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められたことから、債務者宅近辺の駐車場で債権者代理人と一緒に待機していた債権者兼返還実施者に上記の状況を伝えたところ、やむを得ないと述べたため、本件については不能とした。

### 3 特記事項

- (1) 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。
- (2) ○○地方裁判所執行官○○○○の援助を受けて実施した。

以上

令和2年(執口)第〇〇号

## 引 渡 実 施 調 書 (続 行)

実施に着手した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後7時30分
実施を終了した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後8時30分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者                   A 債権者代理人       甲野太郎 債務者                   C 立会人                   〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の引渡実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 下記(3)記載の経過により、本日の引渡実施を中断し、手続を続行した。</p> <p>(2) 実施の場所の占有等 実施の場所は、債務者の陳述により同人が居宅として占有しているものと認めた。</p> <p>(3) 経過 ア 当職は、本日午後7時30分、援助執行官、補助者及び立会人を同行して実施の場所の玄関先に臨場した。応対した債務者に、当職の身分証明書を提示の上、債務者及び子がいずれも本人であることを確認し、当職から本件引渡しを命ずる確定審判、間接強制決定、執行官に子の引渡しを実施させる決定の存在及び引渡実施の趣旨・目的を説明し、子の監</p>	

護を解くように説得したところ、「未だ自分の心の整理ができていない。また、子どもも同じであり、友人関係の調整や心の整理をする時間が必要である。必ず次回は子の監護を解くので1週間猶予してほしい。」旨述べた。債務者宅近辺の駐車場で債権者代理人と一緒に待機していた債権者の意向を確認したところ、1週間の猶予を与えることはやむを得ないとの意向が示された。

イ また、実施の場所において、債務者に子がしがみついております。このまま断行した場合、債務者の強度な抵抗が予想され、他方で、債務者の供述から、次回であれば任意の引渡しが期待できると判断したことから、補助者の意見を聴取の上、本件引渡実施を中断し、次回臨場期日を令和2年〇〇月〇〇日午後7時30分と指定し、引渡実施を続行することとした。

### 3 特記事項

- (1) 児童心理の専門家である執行補助者を同行した。
- (2) 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。
- (3) 〇〇地方裁判所執行官〇〇〇〇の援助を受けて実施した。
- (4) 夜間執行の許可を受けたことを証する文書を債務者に対し提示した。

以上

		令和2年(執口)第〇〇号
解 放 実 施 調 書 (続 行)		
実施に着手した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後7時30分	
実施を終了した日時	令和2年〇〇月〇〇日 午後8時30分	
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地	
子 の 表 示	別紙子目録記載の子	
実施に立ち会った者	債権者兼返還実施者 A 債権者代理人 甲野太郎 債務者 C 中央当局職員 〇〇〇〇 立会人 〇〇〇〇	
実 施 の 内 容		
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号子の返還の代替執行申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の解放実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 下記(3)記載の経過により、本日の解放実施を中断し、手続を続行した。</p> <p>(2) 実施の場所の占有等 実施の場所は、債務者の陳述により同人が居宅として占有しているものと認めた。</p> <p>(3) 経過 ア 当職は、本日午後7時30分、援助執行官、中央当局職員及び立会人を同行して実施の場所の玄関先に臨場した。応対した債務者に、当職の身分証明書を提示の上、債務者及び子がいずれも本人であることを確認し、当職から本件返還決定、間接強制決定、代替執行決定の存在及び解放実施の趣旨・目的を説明し、子の監護を解くように説得したところ、「未だ自分の心の整理ができていない。また、子も同じであり、友人関</p>		

係の調整や心の整理をする時間が必要である。必ず次回は子の監護を解くので1週間猶予してほしい。」旨述べた。債務者宅近辺の駐車場で債権者代理人と一緒に待機していた債権者兼返還実施者の意向を確認したところ、1週間の猶予を与えることはやむを得ないとの意向が示された。

イ また、実施の場所において、債務者に子がしがみついております。このまま断行した場合、債務者の強度な抵抗が予想され、他方で、債務者の供述から、次回であれば任意の解放が期待できると判断したことから、中央当局職員の意見を聴取の上、本件解放実施を中断し、次回臨場期日を令和2年〇〇月〇〇日午後7時30分と指定し、解放実施を続行することとした。

### 3 特記事項

- (1) 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。
- (2) 〇〇地方裁判所執行官〇〇〇〇の援助を受けて実施した。
- (3) 夜間執行の許可を受けたことを証する文書を債務者に対し提示した。

以上

引 渡 実 施 調 書 (中 止)	
実 施 日 時	令和2年〇〇月〇〇日 午前7時30分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者                   A 債権者代理人       甲野太郎 立会人               〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号執行官に子の引渡しを実施させる決定の申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の引渡実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 下記(2)の事由により、本件引渡実施を中止し、次回臨場期日を令和2年〇〇月〇〇日午後7時00分と指定し、債権者等に口頭告知した。</p> <p>(2) 事由 実施の場所において、子に出会わなかった。</p> <p>3 特記事項</p> <p>(1) 児童心理の専門家である執行補助者を同行した。 (2) 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

令和2年(執口)第〇〇号

解 放 実 施 調 書 (中 止)	
実 施 日 時	令和2年〇〇月〇〇日 午前7時30分
実 施 の 場 所	別紙当事者目録記載の債務者の住所地
子 の 表 示	別紙子目録記載の子
実施に立ち会った者	債権者兼返還実施者 A 債権者代理人 甲野太郎 中央当局職員 〇〇〇〇 立会人 〇〇〇〇
実 施 の 内 容	
<p>1 実施の目的 東京家庭裁判所令和2年(家口)第〇〇号子の返還の代替執行申立事件の決定に基づく別紙子目録記載の子(以下「子」という。)の解放実施</p> <p>2 実施の内容</p> <p>(1) 結果 下記(2)の事由により、本件解放実施を中止し、次回臨場期日を令和2年〇〇月〇〇日午後7時00分と指定し、債権者兼返還実施者等に口頭告知した。</p> <p>(2) 事由 実施の場所において、子に出会わなかった。</p> <p>3 特記事項 解錠立入等に備え、立会人及び解錠技術者を同行した。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	